炭塊製造社の規則について

岡田 有功*

The Statutes of Tankai Seizo-sha

Yuko OKADA*

Abstract

This paper introduces the statutes of Tankai Seizo-sha established in 1879. The statutes were amended in 1881. The company that manufactures briquettes equipped with the characteristics of a limited company. The company had limited liability, which is an important requirement for a stock company, and it was possible to transfer shares. In addition, although the company's duration was 12 years, it was conditionally permitted to continue after maturity.

KEY WORDS: limited liability, company continuity

94 岡田 有功

1 解 題

ここに紹介する資料は、 炭塊製造社の規則すなわち 定款である. 1876 (明治9) 年8月に明治政府が実 施した秩禄処分により、士族の多くは失業し窮乏を強 いられることになった. その対策として政府は士族授 産事業に着手し、1879年3月~90年3月までの11年 間にわたって資金の貸付を行った. 士族授産資金の 貸付を受けて、福岡県では19の授産結社が成立した. そのうちの1社である炭塊製造社は、筑前・筑後・豊 前三国連合および筑豊在住の士族171名によって設立 された⁽¹⁾. 1878 (同11) 年から炭塊・コークスの製 造事業が発起され翌79年12月に規則を制定した同社 は、80年1月、遠賀郡戸畑村に開業した。開業から 1年ほど経った1881 (同14) 年2月の臨時株主総会 において、規則が改正された. これにより、開業当初 の「炭塊製造所」から「炭塊製造社」と改名し、2年 後の1883年2月には「煉炭製造会社」となった. 粉 炭などから炭塊を製造することは「日本最初の事業」 であり「営業上の困難」が多く(2)、同社は事業を中止 せざるをえなかった.

こうした経緯から、1879年の「炭塊製造所」の規 則(3)と81年に改正された「炭塊製造社」の規則(4)の 2つが存在する. ここで採りあげるのは、後者の 1881年の規則である. 規則は全36頁からなり, 第1 章「創立位置及結社手続」(第1~13条),第2章「株 券譲与及利益金請取ノ手続」(第14~16条),第3章「月 給旅費補助金交際費等条例」(第17~22条),第4章「委 員ノ定例」(第23~26条),第5章「役員以下ノ職制」 (第27・28条), 第6章 「会議ノ手続」(第29~38条), 第7章「事務取扱順序」(第39~41条),第8章「雇 人ノ取扱」(第 $42 \sim 53$ 条), そして別冊とすべきであ ったものを誤って「附録」とした18ヵ条が続いている. 規則の第2・3条にあるように、同社の事業は炭塊・ コークスの製造・販売であり、海外市場を視野にいれ つつ東京・大阪のほか貿易港に販売所を設けるとして いる. 第4条において「無名会社」とされている同社 は、一株100円の株券の発行数を500に限定し(資本 金5万円), 出資者は50株以上すなわち10%以上の株 券を所有できなかった.「無名会社」とは「会社惣名 或加入人ノ中何人ノ姓名ヲ以テ称スルヲ得ス」と定め られた会社であり、事業の目的となる「事物ノ名称」 を使用することになっていた(5). つまり、同社は「養 蚕会社」「紅茶製造社」のように、事業を商号に用い る会社であったと思われる. 同社の存続期間は満12

年であるが、満期後の継続も条件付きで認められている (第7条). 株式会社の重要な要件である有限責任制は第8条に規定され、株式の譲渡は第14条で可能となっている. 株主への配当と役員らの賞与金の配賦方法については、第11~13条に記載されている. このように、同社は条件付きながら株式会社の要件を満たしていたといってよかろう.

販売所を東京・大阪など6ヵ所に設けるため、旅費などの規定も整備されている(第19~22条).第27条によると、同社の組織は、役員(社長・書記兼会計係・委員・器械係・会計補兼検量係)、準役員(工夫頭)、雇人(工夫・門候・小使)からなっていた。役員のうち社長・書記兼会計係・委員は、5株以上所有する株主の中から投票によって選ばれ、任期は原則満2年と定められている(第23・24条).社長の職務は出納の監督から人事まで「一切ノ事務ヲ統括」するため、その権限と責任は大きく(第39・41条も参照)、委員は監査役に近い役割を担っていた。会社機関である株主総会については第29~37条に規定され、一株一票の議決権となっていた(第35条)。事務取扱に関する規定(第39~41条)に続いて、第42条以下は雇人の就業規則となっている。

別冊にすべきであったとされる「附録」は、規則の細則であろう。第 $1\sim6$ 条は賞与金の配賦に関するもので、第 $3\cdot4$ 項に創業期の委員らの氏名が記載されている。第 $9\sim17$ 条には、教師(フランス人)のほか社長、書記兼会計係の役員の月給・旅費、借入金の利子のほかに謝礼を支払うことなどが記されている。同社は、創立後に「払金ノ差違甚シク物価ハ日ヲ逐テ騰貴シ炭塊及コークスノ事業ヲ全スル能ハス」⁽⁶⁾という状況に直面していた。こうした状況に対処するため、規則の改正は必要であったとみられる。

以下,規則を掲載するにあたっては,原本の縦書きを横書きとし,適宜,読点を打った.原則として常用漢字を用い,一部にルビをふった.また,助詞として使用されているつくり字は改めた.

2 資料

〔表紙〕

明治十四年二月二十三日改正

炭塊製造社規則 全

明治十四年二月株主臨時総会ニ於テ十二年十二月 二十四日制定ノ規則ヲ改正シ惣株主へ更ニ改正規則一 部宛ヲ配賦ス猶後証ノ為メ管轄庁へ届出置クヘシ最モ 将来迚モ本則改正加削ノ時々該手順ヲ尽スヘシ

明治十四年二月二十三日 炭塊製造社

炭塊製造社規則

第一章 創立位置及結社手続

- 第一条 本社八炭塊製造社ト名号シ福岡県遠賀郡戸畑 村二位置ス
- 第二条 本社ノ営業ハ粉炭及ヒ混和物ヲ購求シー種ノ 堅塊ヲ製シ之ヲ販売ス
- 第三条 販売所ハ東京、大坂、神戸、横浜、長崎、馬 関ノ六ヶ所ト定ムト雖トモ臨時ノ約条二因リ販 売ヲ為スハ当任者ノ見込ニ任ス
- 第四条 本社ハ無名会社ノ質ニシテ株数ハ五百株ヲ限 リ一株通貨百円トシー人五十株以上ヲ所持スル ヲ許サス株券ハ一株毎ニ之ヲ付与ス
- 第五条 本社ノ資本金ヲ増加セント欲スルトキハ株主 ノ集会ニ於テ之ヲ決スヘシ
- 第六条 本社創始ノ際功労アル者及ヒ尽力セシ者営業 年期間ト一時トノ区別ヲ立本社整頓ノ後賞与ス 可シ

但営業年期間賞与ハ利益金ノ内幾分ヲ配当ス 一時賞与ハ二十四株ニ相当スル金額ヲ分賦ス

第七条 当社ノ営業期年ハ満十二年トシ期満テ廃業閉 社スヘシ閉社ノ時ニ臨ミ再ヒ継業続社スルハ株 主ノ協議ニ任ス

> 但若シ損失ノ多キ資本金ノ半額二至ル時ハ廃 業スヘシ

- 第八条 廃業ノ時其損害ハ株金二止リ各自ノ資産二及 サス
- 第九条 器械建築物其他社ノ財産ハ株主ノ株数二応シ テ之ヲ共有ス
- 第十条 株主ハ本社一般ノ利害得失ヲ公議シ役員ヲ選 挙シ会計ヲ検査シ役員ノ給額等議定スルノ権ヲ 有ス
- 第十一条 金銀出納決算及ヒ利益金配賦ノ期ハ毎年一 月三十日七月三十日ノ両次トス因テ該期前半 期ノ利益金額ヲ計算シ総株主ニ報告ス

但本条外新聞ヲ以テ広告スル事モ有ル可シ

第十二条 利益金配賦ノ法左ノ如シ

高十分七 株主配当金

同十分二 予備金

同十分一 賞与金

但附録第一条二抵触スルトキハ予備金ノ 外総テ株主ニ配賦ス

第十三条 右賞与金配賦ノ法左ノ如シ尤モ分配細則附 録ニ拠ル

高十分三 器械係ヲ除キ社長以下エ

夫頭以上

同十分二 工夫以下

同十分二半 臨時賞与

同十分二半 功労者及委員

第二章 株券譲与及利益金請取ノ手続

- 第十四条 株券ヲ売却譲与セントスル時ハ其事由ヲ添 書シ一株ニ付手数料金二十銭ヲ添へ保証人ヲ 立本社へ出スヘシ本社ニ於テハ事実ヲ検シ該 券状裏面ニ社長書記兼会計係各署名捺印ノ上 返却ス
- 第十五条 若株券ヲ水火盗難等ニテ遺失スルトキハ速 ニ其事由ヲ詳記シ且発見ノ時ハ早速本社ニ出 ス可キトノ保証人ヲ立手数料金二十銭外ニ広 告料金三十銭ヲ添ヘ本社ニ申立更ニ新株券ヲ 請求スヘシ本社ニ於テハ其事由ヲ新聞紙ヲ以 テ広告シ通常株券ノ余白ヱ書換ノ事由ヲ朱記 シテ附与ス
- 第十六条 利益金配賦ノ広告ヲ受クル時ハ自ラ参社スル モ委任状ヲ以テ代理人ヲ出スモ其便宜ニ任ス 但株主ハ曾テ実印鑑ヲ本社へ出シ置クヘシ

第三章 月給旅費補助金交際費等条例

第十七条 役員月給ハ毎月十七日ヲ以テ支給シ任免ノ 時ハ毎月十五日前後ヲ区分シ支給ス

> 但帰省ヲ許ストキ三十里以内ハ十五日以外 ハ三十日限リトス若シ止ヲ得サル事故アツテ 此ノ制限ヲ超ユル時ハ給額ヲ其月ノ日数ニ割 リ欠勤ノ日ハ減給ス尤病気引入三十日以上ニ 及フトキハ社長ノ断定ニ任ス

第十八条 雇人ノ給料ハ月給ヲ以テ之ヲ定メ毎日勤怠 簿二押印セシメ給額ヲ其月ノ日数ニ割リ勤日 数二乗シ毎月一日十六日ノ両次ニ支給ス尤工 業負傷中歟亦ハ事実愍諒スヘキ病ニ罹リタル トキハ十五日以内ハエ夫頭ノ具陳ニ因リ社長 96 岡田 有功

之ヲ断定シ勤日ト同視シ之ヲ支給ス其他悉皆 給セサルモノトス

但社長ノ適切ト認メサル外給金ヲ前給セス 第十九条 役員旅費社長ヲ一等トシ書記兼会計係並器 械係ヲ二等トシ会計補兼検量係及準役員ヲ三 等トシ左表ニ照シ之ヲ給ス赴任且解約帰郷ノ 旅費モ亦同シ最モ片道一里未満ハー切支給セ サルモノトス

> 但汽車ニテ往復スル場所ハ旅費等給ノ一等 ハ汽車賃ノ中等二等三等ハ同下等ヲ給シ尚滞 留日当ハ之ヲ給ス尤大坂東京等ニ至ル節本途 ニ間マル分ハ此限ニ非ス

旅費等級表

旅費	等級		役		名		一里	二付	滞在日	当
_	等	社	長					上銭	七十	銭
二	等	会計	十係器相	戒係	\$		十丑	〕銭	五十五	銭
三	等	会請	補兼検	量	係及準	役員	+	銭	四十	銭

第二十条 雇人ヲ旅行セシムル時ハ補助金ヲ給ス尤モ 五里未満二里以上日還ナレハ弁当料ヲ給シ止 宿スレハ止宿料ヲ給ス止宿料ヲ給スレハ弁当 料ヲ給セス

> 但小使ハ社長委員ノ協議ニヨリ適宜補助金 ヲ給シ本条ノ限ニ非ス

補助金給額表

五里未満二里以上 日還弁当料	五里.	以上 二付	一里	滞在日数	止宿料	
金 八 銭	金	三	銭	金三十銭	金三十銭	

- 第二十一条 前条ノ如ク定ムト雖トモ長崎神戸横浜東京大坂等二往復スルカ又ハ役員二随従スル時ノ汽車船賃或ハ急行ヲ要スル時ノ人力車賃等ハ各現費ヲ以テ別ニ支給ス
- 第二十二条 交際費ハ時々現費ヲ以テ支給ス尤モーヶ 年二百円ヲ超ユルヲ許サス

但止ヲ得スシテ定額二超過スルトキハ総 委員協議ノ上之ヲ支弁ス

第四章 委員ノ定例

第二十三条 社長委員書記兼会計係ハ五株以上ノ株主 中ヨリ惣株主ノ投票ヲ以テ之ヲ定メ書記兼 検量係ハ社長委員ノ協議二因テ之ヲ定メエ 夫頭ハ社長之ヲ定ムルモノトス

但格別ノ徳望アツテ社員之ヲ可トスル時 ハ臨機決定スルモ妨ナシ

- 第二十四条 社長委員書記兼会計係ノ任期ハ満二ヶ年 トス尤モ株主ノ意見ニヨリー期間年期伸縮 スルヲ得亦其人ノ情実ニヨリ解約申出ツル 時ハ解雇スルコトアルヘシ
- 第二十五条 会計補兼検量係ハ社長委員ノ協議ニヨリ 之ヲ進退シエ夫頭ハ任期ヲ定メス社長之ヲ 進退ス
- 第二十六条 社長ハ其所有スル株券ヲ本社ニ差入ルヘシ ポモ五株以上ハ入ルトニ及ハス書記兼会計係ハ多少ヲ論セス悉皆差入レ置クモノトシ会計補兼検量係ハ二株以下ヲ差入レ置クヘシ

但書記兼会計係以下止ヲ得スシテ株主外 ヨリ登用スル時ハ身元引受人ヲ立ツヘキモ ノトス

第五章 役員以下ノ職制

第二十七条 役員以下ノ職務制限左ノ如シ 第一項 社長

> 月給通貨六十円以下三十円以上 社長ハ諸役員委員ヲ除クヲ指揮シ其能否勤怠 諸物品売買金銀出納ヲ監督シ雇人黜陟褒貶 ヲ掌リ本社一切ノ事務ヲ統括シ事業ヲ拡張

第二項 書記兼会計係 一人

スルノ責ニ任ス

月給通貨二十五円以下十五円以上

書記兼会計係ハ社長ノ指揮二従ヒ書翰往復物品売買金銀出納所有物品ヲ管掌シ社長不在ノ時ハ其事務ヲ代理シ右庶務ノ責ニ任ス

第三項 委員 七人

月給ナシ本社二往復スル費用ハ現費ヲ以テ 支給シ其他ノ費用ハーヶ年通貨二十円ノ割 ヲ以テ之ヲ給ス

委員ハ総株主ノ代理人トナリ平常ハ社外ニ 在テ本社ノ諸般ヲ監督シ隔月二人宛本社ニ 来集シテ会計ヲ検査シ或ハ社長ノ協議ニ参 シ右一切ノ責ニ任ス

第四項 器械係 一人

月給ハ社長委員ノ協議二因リ臨時之ヲ定ム 器械係ハ工事ヲ提督シ工夫頭及工夫ヲ指揮 シ買品ヲ検シ専ラ事業ノ便益ヲ計リ百事役 員ト協議シ器械及附属品ヲ管掌シ右一切ノ 青ニ仟ス

第五項 会計補兼検量係 二人

月給通貨十五円以下八円以上

会計補兼検量係ハ社長及会計係ノ指揮二従 ヒ庶務ヲ弁理シ書記兼会計係社長ノ代理タ ル時及不在ノ節ハ書記兼会計係ノ職務ヲ代 理スルヲ得

以上 役員トス

第六項 工夫頭 三人以下

月給通貨十二円以下八円以上

工夫頭ハ社長及器械係ノ指揮二従ヒ工夫二 伝令シエ夫ノ行状ヲ監督シ其勤惰進退ヲ具 陳スルヲ得

以上 準役員トス

- 第七項 工夫 人員給料ハ社長之ヲ定ム 工夫ハ社長及器械係工夫頭ノ指揮ヲ受ケエ 事ニ服従ス
- 第八項 門候 人員給料ハ社長之ヲ定ム 門候ハ門関ヲ守リ外人ノ出入ニ注意シ非常 ヲ戒メ門ノ内外ヲ箒除シ夜間ハニ三回柝撃 シテ門内ヲ巡視シ且内外見聞ノ事件ヲ社長 ニ申告シ時トシテハエ夫小使ヲ補助ス
- 第九項 小使 一人給料ハ社長之ヲ定ム 小使ハ社内一切ノ雑用ニ服役シ時トシテハ 工夫門候ヲ補助ス

以上 雇人トス

第二十八条 前条ノ如ク定ムト雖トモ会計補兼検量係 以下事務ノ繁閑ニヨリ適任操合ヲナスハ社 長ノ権内トス

第六章 会議ノ手続

第二十九条 株主定式会議ハ毎年三月一日午前第八時 ヨリ午後第四時迄本社二於テ開クヘシ其他 総株主五分一以上二当ル株主ノ請求又ハ役 員委員ノ協議ニヨリ臨時会ヲ開クコトアル ヘシ其場合ニ於テハ期日時限及議事ノ大意 ヲ記少クモニ十日以前社長ヨリ総株主ニ報 知スルモノトス

> 但通常臨時会ノ議案ハ社長ヨリ之ヲ発シ 株主ノ請求二因テ開ク所ノ臨時会ハ其請求 者ヨリ議案ヲ発スルモノトス

第三十条 株主ノ請求ニヨリ臨時会ヲ開ク場合ニ於テ

ハ其議事ノ大意ヲ社長ニ告ケ召集ノ取扱ヲ 請求スヘシ若シ社長ニ於テ十日以上其手続 ヲ怠ル時ハ請求者自カラ召集スルコトヲ得

- 第三十一条 株主集会ノ議長ハ株主中ヨリ臨時之ヲ選 挙スヘシ
- 第三十二条 社長書記兼会計係ハ会議ニ臨席スルコト ヲ得ス

但所有株数二応シ株主外ヨリ代理者ヲ出 スヲ得

第三十三条 株主集会ニ当リ出頭ノ惣員其三分一二充 タサルトキハ延会スへシ然レトモ委任状ヲ 以テ代理セシムルモノハ仮令一人ニシテ数 人ノ代理ヲ受クルモ出頭シタルモノト見做 スヘシ最モ一地方毎二十株以内一人以上必 ス之ヲ出タスモノトス

但百里以上ハ此限二非ス

- 第三十四条 可否ハ過半数二因テ之ヲ決ス 但時宜ニヨリ懇議スルコトアルヘシ
- 第三十五条 株主投票/場合二於テハ其株数二応シ毎 一株二其権ヲ有ス
- 第三十六条 集議二当リ代人ヲ出シ発言セシムルヲ得ルト雖モ代人タルモノハ自カラ其権ヲ有スル者ニ限ル最モ自他共二五十株以上ノ代理ヲ許サス

但後見人ハ此限ニアラス

- 第三十七条 会議ノ節ハ其議事録ヲ製シ本社ニ保存ス ヘシ
- 第三十八条 社長ノ請求二因テ諸役員ヲ招集シテ権限 内ノ事務ヲ議スルコトアルベシ之ヲ号テ事 務会ト称ス此場合ニ於テハ社長必ス議長ト ナリ本会ト同シク決議ノ要領ヲ登記シ保存 スヘシ

第七章 事務取扱順序

第三十九条 社長ハ居ヲ所内ニ占メ必ス役所器機場又 ハ居宅ニアツテ百事ヲ監視スヘシ

第四十条 会計簿ハ午前九時二開キ午後四時二閉ツ第四十一条 金銀出納ハ左ノ各款二因リ取扱フヘシ

第一款 物品売買家屋建築等ヲ要スル時ハ曾テーノ 帳簿ヲ製シ置キ該帳簿ニ記シ社長ノ認印ヲ 取リ其手続ヲ為スヘシ

> 但至急ヲ要スル場合ニ於テハロ述ヲ以テ其 順序ヲナシ必其日内ニ於テ本則ノ手続ヲ了 ルヘシ

98 岡田 有功

第二款 日々取扱ヒタル金銭ハ出納日計簿二於テ社 長ノ認印ヲ取ルヘシ

第三款 渾テ受払ヒモ取扱ヒタル金額ノ点ヱ主任者 検印スヘシ

第四款 社長ハ日々現金ヲ検査シ大体ノ会計ヲ考画 マヘシ

第五款 役所ノ鍵ハ社長金庫ノ鍵ハ会計係之ヲ管掌 ス

第六款 金銭物品授受ノ証書ハ各部二整頓シ他日ノ 参照二供フヘシ

第七款 現金ハ銀行ノ管預ヲ受クルヲ要ス 但日用必須ノ分ハ此限ニ非ス

第八章 雇人ノ取扱

第四十二条 雇人トナラントスル者ハ生国住所姓名年 齢ノ明細書ヲ出サシメ身元保証人ヲ立ツへ シ

第四十三条 雇人ハ其長及外来人二対シ敬礼ヲナスヘ シ

第四十四条 雇人ハ第一器械ヲ清潔ニシ製造所内ヲ掃 除スヘシ

第四十五条 役員ノ許可ナキモノハ猥ニ構内ヱ入ラシ ムヘカラス

第四十六条 雇人規則ヲ犯シ督責ヲ受クル三回ニ及ヒ 又ハ其長ノ指揮ニ服従セサル者ハ解雇スへ シ

第四十七条 雇人ハ常二其居所ヲ清潔ニス可シ若暴行 等ノ所行アツテ社ノ器物ヲ毀損スルトキハ 之ヲ弁償セシム

第四十八条 雇人ハ工夫頭ノ許可ヲ得スシテ他出スへ カラス若違フ者ハ相当ノ処分スヘシ

第四十九条 雇人病ニ罹ラス三日以上十五日以内ハ社 費ニテ療養シ以外此限ニ非ス如シ平常勉強 ノ顕跡アルモノニ限リ扶助金ヲ与フヘシ其 金額ハ社長ノ断定スル処ニシテーヶ月ノ給 金ヨリ多カラサルモノトス

工業ノ為二疵傷シタルモノハ社費ニテー ヶ月間療養シ此期ヲ過テ仍ホ常ニ復セサルモノハ扶助金ヲ与フヘシ其金額ハ社長ノ断 定ヲ以テ其疵傷ノ軽重深浅ニ従ヒーヶ月ノ 給額ヨリ少カラス三ヶ月ノ給額ヨリ多カラ サル扶助金ヲ適宜給与スヘシ

放飲争闘等ノ所行ヨリ病ヲ醸シ就業スル 能ハサルモノハ社費ニテ療養ヲ加ヱス尚数 日二及フ者ハ解雇スヘシ

第五十条 工夫ノ賞与ハ就業ノ日数ト平常ノ勉否ヲ酌 量シ之ヲ与フルモノトス

第五十一条 定期休日ノ外毎年十二月二十六日ヨリ翌 年一月五日迄十一日間並大暑中五日間及祝 日大祭日ハ休暇ヲ与へ給金ヲ減却スルノ限 ニ非ズ

第五十二条 工夫ノ間二起ル争論ハ工夫頭之ヲ理メ若シ服従セザルモノハ社長二申告シテ解雇ス

第五十三条 雇人ハ貯蓄金ノ法ヲ設ケ給金ノ内ヲ以 積金スベシ

> 但初起ヨリ満六ヶ月以内二引出ストキハ 利子ヲ附セズ

附録 此附録ハ別冊ニスヘキヲ誤テ連続ス

第一条 賞与金配賦ノ細則左ノ如シ

第一項 賞与金ヲ配賦スルハ純益ヲ制限ノ株高ニ配 賦シニ割以上ニ当ラザレバ与エザルモノトス

第二項 器械係賞与ハ臨時賞与金ノ内ヨリ臨機役員 ノ協議ヲ以其額ヲ定メ与フルモノトス

第三項 明治十三年一月ヨリ十四年一月以前創業二際シ功労アル委員会計補工夫頭ノ賞与ハ臨時賞 与金ノ内ヨリ臨機役員ノ協議ヲ以其額ヲ議定シ 三度ヲ限リ与ル者トス其指名如左

> 蔭山是世 宮崎安意 堀尾彦六郎 石松要弌

> 有吉長平 清水忠平

堀 正緯

以上委員

会計補兼工夫頭 中屋重道 工夫頭 許斐力

第四項 功労者及委員賞与配賦法並等給及指名左 / 如シ

一級 中屋重道 四條隆平

二級 岳 総治 徳重正雄

右配賦ハ高ノ半額ヲ委員ニ与ヱ余半額ノ内 六歩ヲ一等四歩ヲ二等ニ与ルモノトス

第二条 前条ニヨリ四條隆平, 岳総治曾テ請出スル処 ノ酬功株返還ヲ許ス

第三条 社長以下器械係ヲ除ゥ工夫頭以上ノ配賦ハ月給 ノ額ニ拠ル

第四条 工夫以下ノ賞与ハ三ヶ月以上勤続ノ者勉不勉 ヲ視察シ毎月之ヲ施行ス然レドモ社ノ景況ニ因 リ実施スルハ役員ノ協議ニ任ス

第五条 委員七人ハ 東京一人 小倉一人 遠賀鞍手一人 宗像一人 秋月一人 福岡一人 久留米一人 トス

> 但会計検査来集ノ節二人ノ内一人ハ小倉跡一 人ハ其他方面順番ヲ以テ参社スルモノトス尤 東京ハ適官二任ス

第六条 委員ハ本則二依テ選挙当然ト雖トモ各地方株 主ノ便宜法ヲ以附録第五条ノ方面限選挙スルヲ 得

第七条 株券ノ雛形左ノ如シ 雛形略ス

第八条 募株ノ法三等ニ分ツ

第一項 明治十二年三月二十日迄二出金スル者ハ通 貨六十円ヲ以一株トス

第二項 同年五月二十日迄二出金スル者ハ通貨八十 円ヲ以一株トス

第三項 同年七月二十日迄二出金スル者ハ通貨百円 ヲ以一株トス

第九条 教師月給ハ銀貨二百五十弗トシ毎月十五日ノ 洋銀相庭二因リ通貨ヲ以毎月十七日二支給ス若 シ十五日休暇等ニテ洋銀価格ノ準拠スへキモノ ナキトキハ十六日ノ価格ニ拠ル

但渡方遷延スルトキハ当時ノ相場ニヨル

第十条 教師ノ旅費ハ賄夫ヲ附添シ現費ヲ以テ支給ス第十一条 教師ハ十四年六月一日ヨリ同年八月三十一日迄満三ヶ月間尚雇続スヘシ

第十二条 岳総治ヲ書記兼会計係二選挙スルニ付議決 ノ二十円二十円ヲ増加シ通弁兼務ノ廉アルニョル 教師ノ解雇ヲ期トス

第十三条 書記兼会計係ハ教師解雇スルニ至ルモ十五 年通常会迄ハ会計補ニ於テ之ヲ補欠シ其節ニ 至リ選挙スルモノトス

第十四条 十三年十一月臨時会決議二因リ応株借入金 ハ返償ノ節利子ノ外別二一株一円ヲ謝議スヘシ

第十五条 借入金ノ為メ抵当用トシ社員ヨリ借入ルル処 ノ株券へハ六ヶ月五十銭ノ割ヲ以謝義スヘシ

第十六条 十四年二月臨時会二於テ公選スル社長並書 記兼会計係ハ月給額ヲ議スルニ如左議決ス

社 長 三十五円

書記兼会計係 二十円

第十七条 役員委員ヲ除ク解約ノトキハ其勤続年数二応 シ満一年二付半ヶ月ノ月給額ヲ給ス 但一年未満ハ一切之ヲ給セス 第十八条 改正規則ハ本年三月六日二十三日決議ニ付十日 間ヲ経テ施行スヨリ之ヲ実施ス

注

- (1)福岡県における士族授産事業の事例として炭塊製造社に言及したものに、安藤精一〔1988〕『士族授産史の研究』清文堂 第五章「福岡県の士族授産」(初出は1967年)116・117頁、西日本文化協会編〔1992〕『福岡県史』近代史料編 士族授産「解説」(岡本幸雄稿)34~41頁、および岡本幸雄〔2006〕『士族授産と経営一福岡における士族授産の経営史的考察一』九州大学出版会 48~54頁がある。同社については、石井鉄太郎〔1923〕『戸畑大観』戸畑新聞社 377~409頁、吉川秀造〔1942〕『全訂改版士族授産の研究』有斐閣 521・536頁なども参照されたい。
- (2) 安藤精一〔1988〕116頁.
- (3) 「炭塊製造所規則」『檜垣文庫』九州大学記録資料館九州文化史資料部門所蔵. 『同文庫』については、九州大学附属図書館六本松分館編集・発行〔1996〕『檜垣文庫目録』各編の附録「檜垣文庫」「檜垣文庫の整理と概要について」を参照.
- (4) 筆者所蔵.
- (5)「無名会社之事」刊行年不詳 『大隈文書』 A 1110 早稲田大学中央図書館蔵.「無名会社」の資本金額については「決シテ変セス」となっている.
- (6)「炭塊製造資本金拝借之儀二付副申」西日本文化協会編〔1992〕49頁.

Received date 2023年7月19日 Accepted date 2023年7月19日